

滋賀県物品・役務電子調達システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「本システム」という。）を利用してインターネットを通じて入札参加資格の申請および電子入札等、一連の手続を行うために必要な事項について定めたものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して滋賀県に競争入札参加資格の申請および入札書等の提出、入札情報の閲覧を行う方（以下「利用者」という。）は、この規約に同意する必要があります。何らかの理由によりこの規約に同意できない場合は、本システムを利用できません。本システムを利用された方は、この規約に同意したものとみなします。

(システムの構成)

第3条 本システムは、次のサブシステムで構成されています。

- (1) 入札参加資格申請サブシステム 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号。以下「資格要綱」という。）に基づく競争入札参加資格申請に関する手続を行う機能を有するシステム（以下「資格サブシステム」という。）
- (2) 電子入札サブシステム 滋賀県が実施する電子入札に関する手続を行う機能を有するシステム（以下「入札サブシステム」という。）
- (3) 入札情報サービスサブシステム 本システムを使用して実施する入札手続のうち一般競争入札に関する入札公告および入札結果ならびにオープンカウンタの結果を閲覧できる機能を有するシステム（以下「入札情報サービス」という。）

(システム利用内容)

第4条 利用者は、本システムを利用して、次のことを行うことができます。

- (1) 入札参加資格申請
資格要綱第3条に基づく資格審査の申請を行うことができます。ただし、滋賀県が書面等を別に求めた場合は、郵送等による書面等の提出が必要となります。
- (2) 入札参加変更届
資格要綱第8条に基づく変更の届出を行うことができます。ただし、滋賀県が書面等を別に求めた場合は、郵送等による書面等の提出が必要となります。
- (3) 電子入札
滋賀県が本システムを利用して公告または指名を行った調達案件について、本システムを使用して入札書および見積書等の提出、参加資格確認申請、同等品申請手続等を行うことができます。

(利用上の注意)

第5条 利用者は、本システムの利用方法の手順に従い、適正にシステムを利用する必要があります。なおシステムの利用にあたり次の事項を遵守してください。

- (1) ウィルス対策
本システムの利用にあたっては、コンピュータウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。この場合において、ウイルス対策アプリケーションの指定はしませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札書等を作成および提出する場合は必ずウイルス感染チェックを行うものとします。
- (2) 文字タイプ
本システムで使用する文字は、JIS 第一水準および第二水準の文字で入力してください。JIS 第三水準以下の文字は使用できません。この場合は、正字または平仮名に置き換えてください。

(禁止事項)

第6条 本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。滋賀県は、利用者が次のいずれかに該当すると認められる行為を行ったときは、資格要綱第9条に基づく参加資格停止措置のほか、予告なく第7条の利用者登録の取消その他必要な措置をとることができることとします。

- (1) 本システムを滋賀県への入札参加資格申請、電子入札等、電子調達手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対して、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理および運営を妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること。
- (5) 他の利用者の IC カード、ユーザ ID、パスワード、登録番号等を不正に入手すること。また、これらを使用すること。
- (6) 利用者以外の人物または法人（団体）を名乗ること。
- (7) その他法令等に反すると認められる行為をすること。

(利用者登録)

第7条 利用者は、本システムを利用するために、利用者登録を行う必要があります。

- (1) システムを利用するためのログイン ID およびログインパスワードを取得してください。ログイン ID およびログインパスワードは、資格サブシステムを用いて入札参加資格申請の予備登録を行う際にシステムより自動的に発行されます。
- (2) 入札情報サービスのみを利用される場合は、ログイン ID およびログインパスワードは必要ありません。

(電子証明書)

第8条 利用者は、入札サブシステムを利用して、一般競争入札、一般競争入札（入札参加資格事前申請型）、指名競争入札に参加しようとするときには、あらかじめ本システムに電子証明書を登録する必要があります。

- (1) 本システムで使用する電子証明書は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が提供している電子入札コアシステムに対応している必要があります。
 - (2) 電子証明書の名義人（商号または名称、所在地を含む。以下同じ。）は、資格サブシステムにより申請した入札参加資格名簿の代表者氏名（本社（本店）代表者氏名）と同一とします。ただし、代表者から入札（見積）および契約締結に関する権限の委任を受けた者（受任者）がいる場合は、受任者とします。
 - (3) 本システムには1者につき複数の電子証明書を登録することができます。
 - (4) 電子証明書は、使用時において有効なものである必要があります。有効期間が満了または失効した電子証明書を用いて本システムを利用することはできません。
 - (5) 入札情報サービスのみを利用される場合、またオープンカウンタ、指名見積合わせのみに参加される場合は、電子証明書の登録は必要ありません。
- 2 本システムで電子証明書を利用するために外部接続機器等が必要となる場合は、当該電子証明書の発行者が示す手順により、本システムの運用に支障がない方法で接続するものとします。
- 3 本システムで使用する電子証明書の取扱いについては、別に定めます。

(通知内容等の適切な管理)

第9条 利用者は、本システムを利用するための情報、本システムからの連絡、通知等を、適正な方法で管理する必要があります。

- (1) 利用者は業者登録番号、ログイン ID、ログインパスワード、見積書提出用パスワードの情報を、紛失、漏洩等のない方法で適切に管理することとします。
- (2) 利用者は本システムから送付される資格手続、入札手続等に関する各種連絡、通知等を、印刷するなどの方法で、少なくとも当該手続等に関する処理が完了するまで、保存することとします。
- (3) 利用者は本システムを利用して参加した電子入札における画面表示等を、画面の指示に従い印刷して保存することとします。

- (4) 利用者は、前各号に掲げる情報等について、自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示または使用させてはならないものとし、また、これらの情報等の紛失、漏えいまたは不正利用等から生じた損害について、滋賀県は一切の責任を負いません。

(システムの利用時間)

第10条 本システムの利用時間は、原則として次のとおりとします。

(1) 資格サブシステム

平日（日曜日および土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時までとします。

(2) 入札サブシステム

平日（日曜日および土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時までとします。

(3) 入札情報サービス

24時間365日利用できます。

2 前項の利用時間は、システム運用上の都合により、予告なく変更することがあります。

(システムの停止等)

第11条 滋賀県は、前条にかかわらず、その裁量において、本システムの改修または運用の停止、休止もしくは中断を予告なく行うことができます。

(1) 本システムのメンテナンス等のため、本システムの利用を一時停止、休止、中断等を行うことがあります。この場合は原則として、事前に本システムにその旨を掲示するものとし、

(2) システム障害等で緊急を要する場合は、事前の予告なく本システムの利用を一時停止、休止、中断等を行うことがあります。

2 本システムに障害が発生し、障害発生時刻から障害復旧時刻の間に入札締切日時または開札日時等が設定されていた場合、障害復旧後に当該日時等を変更する場合があります。

(免責事項)

第12条 利用者は、次の各号に従い、適切に本システムを利用するものとし、利用者がこれに反し、怠り、あるいは不適切な利用を行ったために発生した不利益および損害について、滋賀県は責を負わないものとし、

(1) 利用者は、本システムが正常に稼働する環境の確保および維持管理を行うこととします。

利用者が当該環境の確保および維持管理を怠ったために不利益および損害が生じた場合、滋賀県は責を負わないものとし、

(2) 利用者は、本システムを利用する場合、本規約および導入説明書および操作説明書等に示す手続きを了解し、これに従うものとし、

利用者がこれら手続きの不知または手続きに反する利用を行ったために不利益および損害が生じた場合、滋賀県は責を負わないものとし、

(3) 利用者の名において、本システムを利用して行われた資格要綱に基づく資格審査の申請は、全て利用者本人の意思による真正なものとし、

利用者は、自らの入札参加資格に関する情報を適切に管理するものとし、虚偽の申請、情報の不適切な管理、漏洩等に起因して利用者に不利益および損害が生じた場合、滋賀県は責を負わないものとし、

(4) 利用者のログイン ID、ログインパスワード、電子証明書または見積書提出用パスワード等を使用して入札サブシステムにより提出された入札書等は、全て利用者の意思に基づく真正なものとし、

電子証明書、ID、パスワード等の情報や利用者側環境の偽造、変造、盗用、不正使用等に起因して利用者に不利益および損害が生じた場合、滋賀県は責を負わないものとし、

(5) 前条の規定による本システムの改修もしくは運用の停止、休止もしくは中断または本システムの障害等によって利用者に不利益および損害が生じた場合、滋賀県は責を負わないものとし、

(6) 天変地異その他の不可抗力に起因して利用者に不利益および損害が生じた場合、滋賀県は責を負わないものとし、

2 利用者は、本システムの利用により第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において解決す

ることとします。

(無断リンクの禁止)

第13条 滋賀県に無断で本システムへリンクすることを禁じます。

(規約の変更)

第14条 滋賀県は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、いつでもこの規約に規定する条項を変更し、または新たな条項を追加することができることとします。

2 この利用規約の変更後に、利用者が本システムを利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとします。

付則

この規約は、平成24年8月20日から施行します。

この規約の施行とともに、従前の滋賀県物品電子調達システム利用規約は廃止します。

付則

この規約は、平成25年4月10日から施行します。

付則

この規約は、平成29年7月1日から施行します。